

倫理規程

第1条：目的

この規程は、一般社団法人パラスポーツ推進ネットワーク（以下「当法人」という。）が事業活動をするにあたって必要な倫理及びコンプライアンスに関する諸事項をまとめることにより、スポーツ・インテグリティ（高潔性）の確保とともに、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていくことを目的とする。

第2条：適用範囲

この規程の対象となる者は、定款第21条に規定する役員、第28条に規定する特任理事、就業規則第2条に規定する従業員に適用する。（以下「役職員等」という）

第3条：組織の使命及び社会的責任

当法人の役職員等は、当法人の設立目的である「障がい者スポーツの普及発展および障がい者スポーツを取り巻く諸課題の解決の支援を通じて、誰もが相互に尊重し合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える社会の形成に寄与すること」に従い、広く社会に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、その期待に相応しい活動を行わなければならない。

第4条：法令遵守

当法人の役職員等は、競技会等スポーツ活動に関わるとき以外の日常生活においても、関係する法令や規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとらなくてはならない。また、他の者に対し法令等に違反する行為を指示・教唆、他の者が行った法令等に違反する行為の黙認も行ってはならない。

第5条：人権の尊重

当法人の役職員等は、個人の人権や個性・人格を尊重し、差別を行ってはならない。

第6条：ハラスメントの防止

当法人の役員職員等は、暴力および各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、ハラスメントとして誤解を受けるような行為を絶対に行ってはならない。

第7条：プライバシーの保護

当法人の役職員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

第8条：安全性の確保

当法人の役職員等は、対外的な活動において競技者、関係者の心身の健康の保持増進及び安全の確保を最優先とする。また、事故防止等の必要な施策を講じなくてはならない。

第9条：適切な経理処理

当法人の役職員等は、会費、その他の経理処理に関し、一般に公正妥当と認められる会計基準や規程に基づく適切な経理処理を行うとともに、内部牽制体制並びに監事等による監査体制の確立に努めなければならない。

第10条：私的利益の禁止

当法人の役職員等は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第11条：利益相反の防止及び開示

当法人の役職員等は、その職務の執行に際して当法人との利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続に従わなければならない。

第12条：反社会的勢力の排除

当法人の役職員等は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。

第13条：スポーツ・インテグリティの確保

その他、スポーツ・インテグリティを害する行為を行ってはならない

第14条：情報の開示

当法人は、その活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、正会員、賛助会員をはじめとして、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

第 15 条：規程遵守の確保

当法人は、必要あるときには理事会の決議に基づいて倫理委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督することでその実効性を確保する。

第 16 条：違反時の処分

役職員等が、この規定に違反する行為を行ったおそれがあるときは、理事会の決議に基づき倫理委員会を設置して調査を行う。その結果、当該役職員等にこの規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 役員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、社員総会の決議によるものとする。
- (2) 特任理事の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。
- (3) 従業員の処分は、就業規則に基づき取り扱うものとする。

第 17 条：改廃

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2023 年 7 月 1 日から施行する。